

「藏人式」と「藏人所例」の再検討

——「新撰年中行事」所引の「藏人式」新出逸文をめぐって——

西 本 昌 弘

はじめに

「藏人式」は藏人の職務と作法および藏人が奉仕する儀式の次第などを定めたものであり、「寛平藏人式」一卷と「天曆藏人式」二巻のあったことが知られている。この両書はともに佚書であるため、諸書に引かれた「藏人式」逸文を収集する努力が、和田英松氏らの先学によって行われてきた。また逸文の収集と並行して、「藏人式」の式文を抄出引用した書物のあることが指摘され、逸文をもとに「天曆藏人式」の成立年代を割り出す試みなどがなされている。これまでの研究のなかから、特筆すべき業績を書き出してみると、次のようになる。

(一) 「侍中群要」のなかで「式抄」「式」などと注記されている記事に、「藏人式」と一致するものがあることを明らかにした

吉村茂樹・森田悌両氏の研究。

(二) 宮内庁書陵部に所蔵される「藏人式」の写本を紹介し、これが「藏人式」から年中行事の月日と行事名だけを書き抜いたものであることを指摘した今江廣道氏の研究。

(三) 「西宮記」巻十、侍中事に一つ書きで列挙されている記事は、「天曆藏人式」から一括抜き書きしたものであることを論証した渡辺直彦氏の研究。

(四) 「藏人式」逸文にみえる菊花節会・射場始などの式日から、「天曆藏人式」の撰定年代を天曆四、五年から同九年までの数年間に限定した渡辺直彦・清水潔両氏の研究。

(五) 「親信卿記」のなかに「式云」として、あるいは「式云」とは明記せずに、「藏人式」の逸文が引かれていることを明らかにした山本信吉・渡辺直彦両氏の研究。

(六) 『撰集秘記』が引用する諸書のうち、おおむね「九条年中行事」の前に引かれているのが「藏人式」であることを指摘した所功氏の研究。

以上に掲げた諸氏のすぐれた研究によって、「藏人式」逸文の発掘が進むとともに、「藏人式」の性格や成立年代が次第に明らかになってきたといえる。

筆者はさきに京都御所東山御文庫に伝えられた古典籍のなかに、佚書と考えられてきた藤原行成の『新撰年中行事』の完全な写本が存在することを紹介したが、この写本のなかには「藏人式」の逸文が数多く引かれており、新出の「藏人式」逸文（趣意文を含む）も三十条近く検出された。そのなかには従来の「藏人式」に対する通説を一部修正する知見も含まれており、「藏人式」の研究上に裨益するところが少なくないと思われる。そこで以下に、『新撰年中行事』に引かれる「藏人式」関係の新出逸文を紹介し、新たな知見がもつ意味を考えてみたい。

① 和田英松編・森克己校訂『国書逸文』（森克己、一九四〇年）。和田氏の収集逸文をさらに増補して、「藏人式」逸文を集大成したのが、所功『藏人式』（『新訂増補国書逸文』国書刊行会、一九九五年）である。

② 吉村茂樹「藏人式についての一考察」（『歴史地理』四六・三、一九二五年）。

③ 森田佛「藏人式について」（『日本古代官司司制度史研究序説』現代創造社、一九六七年）。

④ 今江廣道「宮内庁書陵部所蔵『藏人式』について」（『古事類苑月報』一〇、一九六八年）。

⑤ 渡辺直彦「『藏人式』管見」（『日本歴史』三〇〇、一九七三年）。のち「藏人式」と『西宮記』巻十と改題して、『日本古代官位制度の基礎的研究』増訂版、吉川弘文館、一九七八年に再録。

⑥ 渡辺直彦注⑤論文。

⑦ 清水潔「清涼記と新儀式と天曆藏人式」（『皇学館論叢』九一、一九七六年）。

⑧ 山本信吉「『親信卿記』の研究」（岩橋小弥太博士頌寿記念会編『日本史籍論集』上、吉川弘文館、一九六九年）。

⑨ 渡辺直彦「『親信卿記』と儀式」（『日本祭祀研究集成』一、名著出版、一九七八年）。「藏人方行事」と「親信卿記」と改題して、前掲の『日本古代官位制度の基礎的研究』増訂版に再録。

⑩ 所功a「『撰集秘記』の基礎的研究」（『日本学士院紀要』三五一三、一九七八年）。のち「京都御所東山御文庫本撰集秘記」国書刊行会、一九八六年に再録、所功b「『藏人式』の復元」（『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五年）。

⑪ 西本昌弘「東山御文庫所蔵の二冊本『年中行事』について——伝存していた藤原行成の『新撰年中行事』——」（『史学雑誌』一〇七・二、一九九八年）。

一 「延喜藏人式」と「天曆藏人式」

『新撰年中行事』は「藏人式」の逸文を五十例近く引用してい

るが、そのなかにはまったくの新出逸文とともに、既出逸文の一部を補正する参考逸文が多く含まれており、参考逸文も含めると新たに確認された逸文は三十一条を数える。これらを逐一掲出して説明を加えるのは煩雑なので、新出逸文の全体は本稿末尾に付載することとして、それらのなかから注目すべきものを選び出して、基礎的な検討を行ってみたい。まず第一に「延喜藏人式」の逸文である（以下、本文中の史料番号は本稿末尾に集成した逸文番号と同じ）。

⑭（三月三日）同日御燈事

延喜藏人式云、三日御燈、起自一日至于今日、御潔齋及御精進、但今日内藏寮奏奉供御燈之後、供奉魚味御膳、
天曆式云、三日御燈、起自一日至于此日、御淨食、但朔日先令宮主卜御燈奉否之由、若不被奉御燈、猶有御燈、猶有御淨食云々、巳刻、内藏寮申奉御燈畢之由、即以奏、其後御膳用魚味、若雖御燈停止、同猶有御膳事、

②②（六月）三日奏侍臣并出納官等第文事

天曆藏人式云、注云、〔相〕加加去月上日奏云々、但侍臣下内藏寮、出納下穀倉院、小舍人等第文、藏人直下穀倉院、又出納・小舍人等夏衣服文、同直下内藏寮、色目同見所例也
今案、色目見所例之注、不得其意、所例只注等第・日数并其物数等、至于衣服色目不注、又延喜式亦如所例、殿上上等、百六十夜、四正、中等百卅夜八十、二正、出納日夜如上、但上等、調布十端、中等、十端、小舍人上等、五、中等、四、下等、三、

⑭は三月三日の御燈に関する「延喜藏人式」と「天曆式」（「天曆藏人式」）の規定を並べて引用したもので、両者の記述を対比検討することによって、新旧の「藏人式」の相違を明らかにすることができると。すなわち「延喜藏人式」によると、三月一日から三日まで天皇は潔齋と精進につとめ、三日に内藏寮が御燈を（靈巖寺に）奉ったのちに、藏人から御前に魚味が供せられた。これに対して「天曆藏人式」は、三月一日から三日までの御淨食と御燈奉獻後の魚味進供を定める一方で、三月朔日に宮主が御燈の奉否をトイ、不浄などの理由で御燈の奉獻を停止する場合は、三日に御禊を行うことを規定する。延喜の段階においては、御燈は原則として奉獻すべきものとされていたのに対して、天曆の段階においては、三月朔日に宮主がト占した結果によって、奉獻をとりやめることが明記されたのである。御燈における由の祓の初見は『吏部王記』延長八年九月三日条といわれているが、①「藏人式」の式文にあらわれた御燈の儀式も、延喜から天曆までの間に大きな変容をとげたことが確認されよう。なお、伝本『藏人式』にも「（三月）三日、御燈」とみえており、『撰集秘記』九月三日御燈事が引く推定「藏人式」逸文には、「三日御燈、御禊、一同三月」とみえている

②②は六月三日に月奏とともに侍臣・出納などの等第文を奏上す

ることを記したもので、「今案」以前が「天曆藏人式」の引用と考えられる。伝本『藏人式』に「六月三日、奏侍臣并出納等第文」とあり、『西宮記』卷十、侍中事に、

一、六月三日、奏侍臣并出納等第文、相加去月上日奏之、但侍臣下

小舍人等第文、藏人直下穀倉院、又出納・小舍人等夏衣

服文、同直下内藏寮、色目見所例也

とある。『西宮記』の記事は逸文^②とほとんど同文であり、これらが「天曆藏人式」の引用であることが確認できる。「今案」以下は藤原行成の付加文かと推定されるが、「藏人式」中の「色目同見所例也」という分注に疑問を呈したもので、「所例」には等第・日数と物数だけが記され、衣服の色目は注されていないという。そして「延喜式」もまた「所例」の如くであったと指摘する。前掲した逸文^④の「延喜藏人式云、（中略）天曆式云」という引用法を参照すると、「天曆藏人式」のあとに引かれたこの「延喜式」は「延喜藏人式」をさすともみるべきであろう。つづいて引用される「殿上上等、百六十夜、^{四正}」以下の規定は、文脈的にみて「延喜藏人式」か「所例」の引用文と推測されるが、おそらく「所例」の引用であろうと思われる。『侍中群要』卷六、月奏文には「三日以前奏聞、但十二月・六月、加等第書奏之、事旨見式并所例、^{在六月卷}」とあり、奏等第文のことは「藏人式」と「所

例」の六月巻に定められていたという。

さて、以上に掲げた二点の史料から、「天曆藏人式」に対比されるものとして「延喜藏人式」が存在していたことが確認できる。「延喜藏人式」という名称はまったく初見のものであるから、あるいは「寛平藏人式」を混同したものではないかともみられるが、「寛平藏人式」の編纂された寛平二年と延喜年間とは在位の天皇も異なり、両者の間には昌泰の年号が入っているため、これらを混同することはまず考えられない。

延喜年間にも「藏人式」が編纂されたらしいということを念頭に置いて、改めて関連史料を見直してみると、『新撰年中行事』以外にも「延喜藏人式」を引用している史料が存在する。それは『親信卿記』天禄三年七月七日条の乞巧奠に関する記載である。

七日、儀式装束如藏人式、天徳二年記云、祭具已訖、下孫庇御簾、同庇南第三間鋪錦毯代、（中略）

記云、御手本并御琴笛置御前、（中略）

記云、机藏人所云々、高机四脚、南北相別立之、（中略）

延式云、内藏進油三升、納殿出名香一合、内侍所進白粉二合、油坏用土器、

この記事は「藏人式」（おそらく「天曆藏人式」）と「天徳二年記」を参考にして、天禄三年の乞巧奠の鋪設と次第を記したもの

であるが、ここに引かれる「延式」は記主平親信の立場や記事の内容からみて、「延喜藏人式」であると考えられる。乞巧奠のさいに内藏寮が土器に油（御燈明）を入れて供し、納殿が名香（百和香）を出したことは、「江家次第」巻八、七月七日乞巧奠事に「西北机居香爐一口、納殿百和香 四両盛之（中略）内藏寮供御燈明、用土器」とあることからわかり、内侍所から白粉を召したことは、『西宮記』巻四、乞巧奠に「召神泉蓮・内侍所粉」とあることから判明する。『西宮記』乞巧奠条の末尾には「已上見藏人式」という注記が付されており、『江家次第』の乞巧奠事にも「藏人式」との異同が注載されている。したがって、両書にみえる乞巧奠の記事が「藏人式」（「天曆藏人式」）そのものか、「藏人式」を強く意識したものであることは疑いなく、これらと類似した記載をもつ『親信卿記』所引の「延式」は、「延喜諸司式」ではなく「延喜藏人式」をさすものとみてよいと思われる。

これまでの研究によって、「藏人式」には「寛平藏人式」と「天曆藏人式」の二種のあったことが明らかにされているが、「延喜藏人式」の存在が確認されたことによって、「藏人式」は寛平・延喜・天曆の三度にわたって編纂された可能性が高くなった。このうち「寛平藏人式」は、寛平二年に左大弁橘広相が宇多天皇の勅を奉じて撰進したもので、『本朝書籍目録』に「藏人式

一卷、相模とある。また、『侍中群要』巻一や『禁秘抄』巻上に「寛平小式」とみえるのは、いずれも「寛平藏人式」をさすものと考えられている^③。

一方、『北山抄』巻三、内宴事は、「少将取空盞、出自北幔西頭」という本文に対して、「藏人旧式、酒正取空盞、或藏人頭可取云々」という頭書を付している。通説ではこの「藏人旧式」は「寛平藏人式」をさすとみられているが、「延喜藏人式」の存在が明らかになり、「延喜藏人式」と「天曆藏人式」とを対比的に引用する逸文^④のような例が出現してみると、「藏人旧式」は「延喜藏人式」をさすと考えた方がよいのではないか。「寛平藏人式」は殿上藏人の職務心得を具体的に示したものといわれるが、内宴のさいの細かい儀礼を定めた「藏人旧式」は、少なくとも逸文から知られる「寛平藏人式」とはやや様相を異にしている。この一例のみで断定するのは難しいが、「藏人旧式」は「寛平藏人式」よりは「延喜藏人式」の方に比定しうる可能性が高いと思われる。

ところで、「天曆藏人式」という呼称は藤原為房の『貫首雜要略』（『貫首抄』）にみえるのみで、このほかには宮内庁書陵部所蔵の葉室本『後二条師通記』寛治六年三月十九日条に「村上藏人式」とあるのが唯一の関連史料であった^⑤。しかし、『新撰年中行

事』には三例の「天曆藏人式」（うち一例は「天曆式」）が引用されており、この名称がそれほど孤立したものではないことが判明した。三例のうち二例は前掲した逸文⑭と⑳であるが、㉒の「天曆藏人式」は『西宮記』巻十、侍中事にみえる一つ書きの記事と一致している。残る一例は㉓十月五日射場初事に、「天曆藏人式云、此日菊花宴、七月初射場云々」とみえるもので、同様の趣旨の「藏人式」逸文は『年中行事抄』や『政事要略』巻二十五に引かれているから、逸文㉓自体は新出のものではないが、この逸文が「天曆藏人式」であることを明記する点が重要である。『西宮記』巻十、侍中事の一つ書きや『年中行事抄』『政事要略』の引く「藏人式」逸文が「天曆藏人式」であろうことは、菊花節会や射場始の式日を検討した渡辺直彦氏によってすでに指摘されているが、逸文㉒や逸文㉓の記載は渡辺氏の想定を裏付けるといえるよう。

『新撰年中行事』にはこのように三例の「天曆藏人式」（「天曆式」）が引かれているが、このうち二例は「延喜藏人式」（「延喜式」）とともに引かれたものであるから、「延喜藏人式」と区別する場合にはとくに「天曆藏人式」と呼ばれたが、それ以外の場合は多く「藏人式」とのみ称されて引用されたとみることができる。

① 三橋正「由の祓について」（奈良平安時代史の諸相）高科書店、一

九九七年。

② 『侍中群要』巻一による。『西宮記』巻十、侍中事や『貫首雜要略』（貫首抄）が「寛平六年」の撰進とするのは誤記か誤写である。森田悌はじめに注③論文二一九頁参照。

③ 岩橋小弥太「格式考」（『上代史籍の研究』二、吉川弘文館、一九五八年）、森田悌はじめに注③論文、所功はじめに注⑩b論文、同「寛平小式」（『新訂増補国書逸文』前掲）。

④ 森田悌はじめに注③論文二二〇頁、所功はじめに注⑩b論文七五六頁、同はじめに注①論文七三七頁。

⑤ 所功はじめに注⑩b論文七六〇頁。

⑥ 和田英松「藏人式」（『本朝書籍目録考証』明治書院、一九三六年）、渡辺直彦はじめに注⑤論文五四七頁。

二 「藏人式御短尺」と「村上御代短尺文」

『新撰年中行事』に引かれる「藏人式」関係の新出逸文で、いまひとつ注目されるのは「藏人式御短尺」であり、同書の四月一日条に、

進御扇事、近衛・兵衛、起今日上番、尽九月下番、

張御扇事、見承和例、藏人式御短尺云、注刀爪者、可載諸衛府云々、

とみえている。前述のように、たんに「藏人式」とのみ称するのは「天曆藏人式」のことと考えられるので、この「藏人式御短尺」とは、「天曆藏人式」の編纂過程で、村上天皇がその草案に

付した意見書と推定される。東山御文庫に所蔵される『延喜式覆奏短尺草写』と類似の史料であり、「蔵人式」の編纂・改訂にさいしても、天皇から何らかの指示が出されたことがうかがわれる。

この「蔵人式御短尺」はきわめて短文のため、その内容を正確に理解するのは難しいが、まず最初の「注刀瓜者」とは、「蔵人式」の四月一日条に刀瓜（瓜刀）のことを注記せよという意味であらう。延喜内匠寮式には、

割刀刀子廿枚、刀長五寸、毎年五月一日、七月一日、両度、盛楊宮一合、進之、（下略）

とあり、瓜を割く刀子二十枚が毎年五月一日と七月一日に内匠寮から進上された。一方、『西宮記』巻四の六月一日条には、

内匠寮進瓜刀廿柄、見承和例、式云、五月一日、七月一日、進之、或本、内匠式兩度進云々

とあり、『新撰年中行事』の五月五日条にも、

（五月五日）同日内匠寮進瓜刀事、見延喜例、承和例、廿柄、六月一日進、式云、五月一日、七月一日進

とあるので、「蔵人所承和例」では「内匠寮進瓜刀廿柄」の行事は六月一日にかけられていたが、「延喜例」においてはこれが五月五日の行事となっていたことがわかる。「蔵人所承和例」「延喜例」「延喜式」（内匠寮式）などによって日次の違いはあったが、瓜刀を進上する行事は五月一日、五月五日、六月一日、七月一日などにかけていたのである。したがって、四月一日条に「注刀瓜者」と記す「蔵人式御短尺」は、この行事を四月一日のこ

ろにも掲出するように指示していると考えてよいであらう。

次に、「蔵人式御短尺」の「可載諸衛府云々」というのは、「張御扇」の前に掲げられた「進御扇」の行事名に「諸衛府」の語を加え載せよと命じているのであらう。『西宮記』巻三の四月一日のところには、

一、張御扇事、廿二柄、大、中四、小十、見承和例也

一、四府進檜扇、起自四月一日、尽九月、左右近、左右兵衛、付内侍所

とあり、「進檜扇」の前に「四府」の語が付されている。四月一日の「進御扇」なる行事は、『年中行事御障子文』に「近衛・兵衛進御扇事」、「北山抄」巻一に「近衛・兵衛四府進御扇事」、「小野宮年中行事」に「近衛府・兵衛府進御扇事」などと記されており、いずれも「近衛・兵衛」などの「諸衛府」の名を冠した名称になっていた。とりわけ『西宮記』巻三、四月冒頭の記事は「蔵人式」と深く関わるものと推定されるので、「天曆蔵人式」における行事名は「近衛・兵衛進檜扇」あるいは「近衛・兵衛四府進檜扇」であった可能性が高い。「天曆蔵人式」は「蔵人式御短尺」の指摘に沿って、「諸衛府」の語を加え載せたと考えられるのである。

このように「蔵人式御短尺」は、「蔵人式」に掲出すべき行事項目とその名称を具体的に指示したものであり、その指示がすべ

て「天曆藏人式」に反映されたかどうかはともかく、天曆度の「藏人式」改訂作業にさいして、村上天皇が内容や表現にわたる細かい注文を出していたことが確認できるのである。これと関連して思い起こされるのが、『政事要略』巻二十五、年中行事十一月、初雪見参にみえる「村上御代短尺文」である。

藏人式云、触事有勅計、分遣侍臣諸陣、令取見参、賜祿、
或不賜、但大雪之時、殿上男女房及内侍所、但朔旦冬至時、諸陣及藏人所、校書殿、内
 堅所等、主殿寮男女官、同預見参、遣侍臣取見参、此朱書、村上御代短尺文也云々々々
 分注末尾の「此朱書」云々を除く部分が「藏人式」の逸文であり、これとはほぼ同文が『西宮記』巻十、侍中事の一つ書きに記さ

れている。両書の記事を対比すると、用いられる字句は同一ながら、その配列に若干の相違があり、『政事要略』所引文の方に錯乱があるといわれている。^②ただし、一方は完成した藏人式文、一方は草案への短尺文であるため、こうした相違が存在すると思われるべきであろう。この部分を朱書した『政事要略』の写本は見当たらないので、「此朱書」に相当する箇所は不明であるが、清水潔氏は「或不賜」以下の細字分注の部分がそれにあたるかと推定している。^③いずれにしても、「藏人式」の触事有勅計条についても、「朱書」によって指示された「村上御代」の「短尺文」の存在したことが確認できるのであり、この「短尺文」が前述した「藏人式御短尺」と関係するものとして注目されるのである。

この「村上御代短尺文」について虎尾俊哉氏は、「短尺」と記して「御短尺」と記さず、「村上御代」と記して「村上天皇」とも記さないから、村上天皇宸翰の御短尺が存在したことにはならないと論じた。^④「村上御代短尺文」を厳密に解釈すると、たしかに虎尾氏のいう通りであろうが、『新撰年中行事』に「藏人式御短尺」の語が検出された以上、村上天皇が「藏人式」に「御短尺」を加えたことは否定できず、『政事要略』所引の「村上御代短尺文」もまた、村上天皇自身の御短尺である可能性は高いとみなければならぬ。

「藏人式御短尺」の存在が明らかになったことで、「天曆藏人式」の改訂作業に村上天皇の意見が強く反映された可能性が浮上したが、このことを逆にいえば、「天曆藏人式」の編纂主体はあくまでも天皇以外の人物であったということになろう。「天曆藏人式」は村上天皇の宸作であったとする説もあるが、「藏人式御短尺」の存在はその可能性を否定するもので、『延喜式』の編纂時と同じく、「御短尺」によって「藏人式」草案に意見を述べた天皇は、「天曆藏人式」の監修者の立場にあったとみるべきである。

「藏人式御短尺」の問題はまた、『延喜式覆奏短尺草写』の作者問題にも一石を投じるであろう。東山御文庫本『延喜式覆奏短

尺草写』の包紙には「村上天皇宸翰」なる上書が記されているからである。虎尾氏はこの上書を後世の誤伝とし、その信憑性を否定したが、『新撰年中行事』中に「藏人式御短尺」の語がみえ、それが村上天皇の手になるものであるとすると、『延喜式』の「御短尺」の作者についても、通説の醍醐天皇説とは別に、村上天皇説を検討してみる価値はありそうである。

① 『西宮記』卷三の四月冒頭部分には藏人に深く関わる行事が列記され、その分注に「承和例」が二例引用されるなど、「已上見藏人式」と注記される「西宮記」卷四の七月冒頭部分とよく似た様相を呈している。

② 渡辺直彦 はじめに 注⑤論文五四三頁。

③ 清水潔 はじめに 注⑦論文五八頁。

④ 虎尾俊哉 『延喜式覆奏短尺草』について（『国立歴史民俗博物館研究報告』六、一九八五年）。

⑤ 森田悌 はじめに 注③論文二三八頁。

⑥ 虎尾俊哉 『延喜式』（吉川弘文館、一九六四年）、同注④論文。

三 「藏人所例」Ⅱ「所例」と「承和例」「延喜例」

藏人所に關係する法令もしくは施行細則としては、「藏人式」のほかに「藏人所例」が存在する。「藏人所例」は「所例」とも呼ばれ、『政事要略』『撰集秘記』などが引く「藏人式」逸文中にみえているが、『新撰年中行事』のなかにも「所例」がいくつか

引かれており、その多くはやはり「藏人式」の逸文中に引用されたものである。『新撰年中行事』の記事中から、「所例」の部分を中心に抜き出すと、次のようになる。

⑮（三月）晦日所司進夏御座等事

藏人式云、掃部寮進夏御座并所疊、内藏寮進殿上男女房疊、色目見所例、

⑯（四月）次未日御覽女騎料馬御事

藏人式云、（中略）是日頒行唐鞍・祀物事等、色目見所例也、

⑰（六月）三日奏侍臣并出納官等第文事

前掲（一一〇頁参照）

※（十月一日）同日主殿寮進御殿炭及殿上侍炭事、〔料脱カ〕 始自今日、迄明年三月晦日、数見所例也

⑱（十二月三日）同日奏等第文事

藏人式云、一如六月、〔新文〕 但所例云、殿上々等 六足中等四足 但加奏来年内宴装束許又、所例云、奏殿上四位以下六位以上装束新又、〔文〕 後下宣旨、人別六人、宴停者、被下宣行不更行、

以上に掲げた五例の「所例」のうち、⑮⑯⑰の三例ははじめて検出されたものである。また前述のように、⑲後半にみえる「殿上上等、百六十夜」以下の記述が「所例」であるとなると、これも新出史料であり、「所例」から直接引用したものと考えられる。さらに、⑱が引用する二つの「所例」のうち前者は、『新撰年中

行事」の引用文によつてはじめて「所例」であることが確認されたもので、新出史料に近いものといえよう。古瀬奈津子氏によると、「藏人式」が仁寿殿の装束を詳述しているのに対して、「所例」の方は準備一般や禄法について述べ、供奉の諸司・所々が調備する雑物の色目を定めていたというのが、新たに検出された「所例」にも暁・唐鞍・祀物・禄物などの数量が具体的に記されていた。「所例」は藏人が殿上の行事をとり行うさいの実務規定であり、「藏人式」の規定を補う施行細則であつたといえるだろう。

ところで、たんなる「藏人所例」Ⅱ「所例」とは別に、「藏人所承和例」や「藏人所延喜例」なるものが史料上にあらわれる。

「藏人所承和例」は『西宮記』巻十、侍中事に引かれ、同書の巻二、三、四などでは「所承和例」とも「承和例」とも称されている。^③「承和例」は「新撰年中行事」のなかにもいくつかみえるが、いずれも『西宮記』に既出のものであり、「承和例」については『西宮記』の方が例数も豊富で記事も正確である。

一方の「藏人所延喜例」は、『拾芥抄』巻中、所々の冒頭に次のようにみえている。

所々 或本藏人所延喜例

内舍人所、裁令、在中務省北門東掖、有年官熟食、件所故実尤多云々、

内堅所、在一本御書所東、内候在春興殿東、厨在大舍人寮南、以甲斐周防為衣服折、以大臣為別當、又有熟食年官、有奏時殿上及所々分、内侍

召、作物所、書所、神泉、鳥曹司等、匡遠本、以大臣中将六位為別當、有頭執事

（下略）

『拾芥抄』は各項目の標題のあとに古典史料名を明記する場合がある^④ので、「所々」という項目の下に「或本藏人所延喜例」と注記するのは、この項目の記述が「藏人所延喜例」にもとづくものであることを示している。所々の所在、職員構成、職務、年官・熟食・月奏の有無などを摘記した同様の記述は、『西宮記』巻八、所々事にもみえているが、所に関する基本的な情報を網羅したこの部分は、「藏人所延喜例」から転載されたものと考えられるのである。『西宮記』の所々事と『拾芥抄』の所々の間には相違点もいくつか認められるが、それらは両書（あるいは両書の材料）が依拠した「藏人所延喜例」の写本の差異によるのであろう。^⑤

このほか、『政事要略』巻五十九、交替雑事（賻物）には、出納や小舎人の喪病料を定めた「延喜例 藏人所」が引かれているが、『新撰年中行事』のなかにもいくつかの「延喜例」を検出することができ。

a（五月五日）同日内匠寮進瓜刀事、見延喜例、承和例廿柄、六月一日進、式云、五月一日七月一日進

b（七月）七日内藏寮并備節食事、延喜例云、殿上男女房及所々節食云々

c（十一月）一日典藥寮進生地黃煎事、多少隨生、延喜例、地黃煎、

d (十二月) 十九日御仏名事

(中略) 若導師有闕、或此間被補之、藏人頭奉勅、進而告之、
或給清書之日、便被召補之、延喜例也。

a、dの「延喜例」はいずれも藏人と関わりの深い行事のなかに注記され、とくにaにおいては「延喜例」と「承和例」が並んで引かれているので、これらは「藏人所延喜例」を意味するものとみてまず間違いあるまい。虎尾俊哉氏は延喜以降の「例」の実例として、「延喜例」「御厨子所例」「進物所例」などに言及しているが、これをうけて菊池京子氏は、諸司式に先行して編纂された諸司例と同様、藏人所の「延喜例」をはじめとする所々の「例」も、それぞれの庶務遂行の必要上まとめられた施行細則であったと論じた。^⑧一方は「藏人式」の編纂以前、他方は「藏人式」の編纂以後にまとめられたものであるが、藏人所の「承和例」と「延喜例」はともに、藏人が諸司・所々をひきいて殿上の行事をとり行うさいの実務規定であったといえる。

さて、そこで問題になるのは、たんなる「藏人所例」≡「所例」と「承和例」「延喜例」との関係であろう。「所例」の逸文が「元慶例」を引用するところから、「所例」はそれ以後の成立であるといわれているが、私は次にあげる史料から、「藏人所例」≡「所例」と「藏人所延喜例」≡「延喜例」とは同じものであった

と考えている。すなわち、『北山抄』卷三、内宴事には、

一、装束、并藏人式、
見指図、
康保三年、依太子参上、
与御記可勘合、
有改定事云々、

一、祿法、見延喜例、
太子御祿、
見康保御記、

とあり、内宴のさいの装束は「藏人式」と「指図」にみえ、祿法は「延喜例」に定められているという。これに対応する記述が『北山抄』同条の裏書に書かれており、前田家卷子本によると次のようにある。

藏人式

前一日、藏人令所雑色非雑色、上仁寿殿御格子、母屋及廂皆懸御簾、即用被
殿所有、但南廂東面一間、南面五間上之、掃部寮立六

尺御屏風三帖母屋東戸前、向東、北辺二帖、向、東廂南第一間

南辺一帖、向北、第四間北辺一帖、南向、並漢
書御屏風、母屋。辺立五尺二

帖、向北、母屋并東廂鋪滿長筵、五尺御屏風前鋪錦端疊三枚、

(中略)

所例

藏人奉御靴、前一日、藏人率雑色等、供奉仁寿殿装束、兼其夜雑色等宿直同殿、又当日早朝、未出御之前、相分益送男女方饗、出納一人率小舎人三四人、賁候紙筆墨硯等、紫宸殿長角壇上応召、殿上人伝取、賜親王公卿及文人等、筆廿箇、硯廿
合、中折櫃十合、召内
藏寮、紙筆以所用、出納於階下取親王以下見参、内藏寮運進

緑細屯綿千屯、其祿法如左、
元慶例云、至晚頭、出納与内藏寮官人共進
 行祿物、若祿不足、後日召問察、加行者、
 皇太子 親王一品九十屯 二品八十屯 三品七十屯 四品六
 十屯 大臣九十屯 大納言七十屯 中納言六十屯 非参議三
 位参議五十屯 四位卅屯 五位廿屯 六位十屯、
但殿上六位以
 上藏詩者、加
 給十屯、諸司六位、
 只給文祿十屯、
 事訖之後、藏人率雜色等撤装束、

指図在年中塩梅

『北山抄』の裏書においては、このように「藏人式」と「所例」が長文にわたって引用され、末尾には「指図」に関する言及もみられたが、これらを『北山抄』の本文の記載と対比すると、本文中に「祿法、見延喜例」と記された「延喜例」が、裏書の「所例」に相当することは明らかであろう。したがって、たんに「所例」と記された「藏人所例」は「藏人所延喜例」Ⅱ「延喜例」を意味するものと考えられる。この「藏人所延喜例」は「延喜藏人式」の制定と前後してまとめられたものと推定されるが、「天曆藏人式」の編纂時にも実効力を失っておらず、このため式文中にしばしば参考史料として言及されたのであろう。

ところで、前掲した『北山抄』卷三、内宴事には「一、装束、
見藏人式
 并指図
 康保三年、依太子参上、有改定事
 云々、与御記可勘合」とあり、「藏人式」所見の内宴のさいの装束が、康保三年に皇太子の参列により改定されたという。前田家大永鈔本『西宮記』卷二、内宴裏書の「村上天皇

御記」によれば、康保三年二月二十一日の内宴のさいに、仁寿殿の南廂東第一柱に西向に皇太子の椅子を立てたとあるが、『北山抄』卷三、内宴事裏書の「藏人式」にも、南廂東第一柱南辺簀子に西面して平文椅子を立て皇太子の座となすとみえている。

以上の事実から、「天曆藏人式」の内宴条は、康保三年に皇太子の参列を理由に改定され、その改定式文が『北山抄』の裏書に引用されていることが判明する。「天曆藏人式」の編纂後にその式文が改定されたことは、これまでの研究では想定されていないが、具体的な改訂の事例が一つ出てきたことになろう。『江談抄』石清水臨時祭始事に引く「藏人式」が安和年間のことと言及しているのは不審に思われているが、「藏人式」灌仏条の引用と推定される『親信卿記』天延二年四月八日条に、「去安和三年御物忌也、而此座鋪之」「安和二年参入自仙華門」などという注記が付されていると同様、「藏人式」の式文中に天暦以後の実例を補っているのとみなすべきであろう。その意味では、「藏人式」の推定逸文中にみえる天暦以降の年紀も、後人の追記としてこれを否定するのではなく、後世のある時期の「藏人式」の状態を示すものとして尊重すべきではなかろうか。

① 『撰集秘記』所引の「藏人式」逸文は、分注の最初の部分を「但所去」と記すが、これは伝本『新撰年中行事』にみえる「但所例云」の

方が正しく、この分注が「所例」の引用であることが判明する。

- ② 古瀬奈津子「藏人式について」(『延喜式研究』二、一九八九年) 三六頁。

- ③ 古尾谷知浩「藏人所承和例」に関する覚書」(『史学論叢』一一、一九九三年)。

- ④ 「拾芥抄」卷中第三の官位唐名部には「朝官当唐官略抄」と「百官唐名抄」の両本に依拠したとの注記があり、同第十では「諸司官人座次」の項目名の下に「允亮説云々」、「六位官次第」の項目名の下に「允亮抄云々」の注記があり、同第十八の廢朝部では「同差別事」の項目名下に「見西宮記」の注記がみえる。廢朝と廢務の区別を説いた「同差別事」の記事は現本「西宮記」にはみえないが、『年中行事秘抄』廢朝廢務差別事にも「西宮文云」としてほぼ同文が引かれており、『拾芥抄』の記事が「西宮記」からの引用文であったことがわかる。

- ⑤ 「拾芥抄」の所々事では、内堅所の項に「匡遠本、以大臣中将六位為別当、有頭執事」、盡所の項に「式乾、匡遠本」という注記がみえるが、「匡遠本」の記載とされた箇所は「西宮記」にみえる所々の記載と一致しており、「西宮記」の所々に関する記述が「匡遠本」と同系統の写本によっていることがわかる。「匡遠本」とは南北朝時代の小槻匡遠の所持本をさし、壬生官務家に伝わる写本を意味するものと思われる。

- ⑥ 和田英松編・森克己校訂『国書逸文』(前掲) 一三五頁。

- ⑦ 虎尾俊哉「例」の研究」(『古代典籍文書論考』吉川弘文館、一九八二年)。

- ⑧ 菊池(所)京子「所」の成立と展開」(『史窗』二六、一九六八年)。

- ⑨ 古瀬奈津子注②論文三六頁。

- ⑩ 和田英松一章注⑥論文、森田悌はじめに注③論文など。

- ⑪ 山本信吉はじめに注⑧論文三一九～三三三頁参照。

おわりに

『新撰年中行事』に引かれる「藏人式」や「藏人所例」の新出逸文を紹介し、既存の逸文や従来の研究とも対比しながら、これらの新知見がもつ意味を考えてきた。これまでの論述を要約すると、次のようになる。

一、『新撰年中行事』には「藏人式」の新出逸文(趣意文を含む)が三十余条引かれており、これら自身が「藏人式」に関する知見を広げるものであるが、そのなかには「延喜藏人式」の逸文が二条、「天曆藏人式」の逸文が三条含まれており、「寛平藏人式」と「天曆藏人式」の間に「延喜藏人式」の編纂されたことが確認された。

二、『新撰年中行事』にみえる「藏人式御短尺」は、「天曆藏人式」の編纂過程で村上天皇がその草案に付した意見書と推定され、『政事要略』巻二十五が引く「村上御代短尺文」と同じものと考えられる。この「藏人式御短尺」の存在は、村上天皇が「天曆藏人式」の編者ではなく、その監修者であったことを示すものである。

三、藏人所に關係する法令としては「藏人所例」Ⅱ「所例」や

「藏人所承和例」「藏人所延喜例」などが知られるが、『北山抄』巻三、内宴の本文と裏書を対照的に検討すると、「所例」と「延喜例」とは同じものである可能性が高く、「延喜藏人式」の制定と前後して、新たな「藏人所例」のまとめられたことが想定される。

弘仁元年（八一〇）に設置された藏人所は天皇家の家政機関の中樞で、天皇に近侍してその命を諸司に伝え、内廷諸司をひきいて殿上のことをとりしきった。^① 菊池京子氏は『西宮記』や『拾芥抄』にみえる所々の成立が九、十世紀の交に集中すること、この時期には五位藏人の設置や「寛平藏人式」の制定、滝口の新設など、宇多天皇による藏人所拡充策が行われたことから、藏人所が天皇の家政機関として殿上における重要な位置を占めるのは、寛平・延喜年間以降であると説いた。^②

これに対して、玉井力氏は菊池説に賛意を表しながらも、「藏人所承和例」の存在と内藏寮官人の藏人兼帶事例の分析から、藏人所と内廷所々にとつての一つの変化は承和頃にはじまり、寛平・延喜頃それぞれが一つの定式として成立したと論じた。^③ また、『西宮記』所引の「藏人所承和例」を検討した古尾谷知浩氏は、承和の段階において藏人所はすでに内藏寮・主殿寮・内匠寮などの諸司や作物所・校書殿などの所々に召仰を行い、出納の上日を

把握して等第料を支給していたと指摘する。^④ 初期の藏人所の機能については、史料的な制約もあって不明の点が多いが、「藏人所承和例」の存在は、九世紀中葉に藏人所と内廷諸司の結びつきが形成されていたことを示すものといえよう。

ただし、前掲したいくつかの逸文からも知られるように、「藏人所例」は調達物の色目や禄法の数量などをまとめたものにすぎず、殿上行事の次第と装束、内廷諸司の役割分担などを詳述した「藏人式」とは格段の相違があった。したがって、「藏人所承和例」のみが存在した段階と、「藏人式」と「藏人所例」とが両存した寛平・延喜以降とでは、藏人所による諸司の召仰は質的に異なると考えざるをえない。藏人所が天皇の家政機関の中樞としての地位を法的に確立するのは、やはり寛平・延喜年間と考えるのが妥当である。

ところで、「寛平藏人式」は『西宮記』巻十、侍中事に一括引用がみえるほかは逸文も少なく、「寛平小式」とも称されているところから、それほど大部の書物ではなく、殿上藏人の職務心得と日中行事の大枠を示したものとみられるが、「寛平藏人式」の制定からほどなく、殿上行事の次第と内廷諸司の役割を明記した「延喜藏人式」が編纂され、さらに「藏人所延喜例」がまとめられたことは大きな意味をもつ。また、延喜の段階には出揃ってい

た内廷所々の重要な情報が、「所々例」ではなく「藏人所延喜例」のなかに摘記されていたことは、藏人所による内廷所々の統括が延喜段階には完成していたことを示している。藏人所の機能の再編と強化は延喜年間に急速に進んだことが想定されよう。

「寛平藏人式」がわずか一卷で、残された逸文も少ないことから、寛平期には儀式・行事における藏人の役割がまだ充分発達していなかったとみるむきもあり、太政官管轄下の諸司の式は「延喜式」で一応完成したが、「藏人式」の方は諸司式より一步遅れて、「天曆藏人式」で一応完成したともいわれている^⑥。しかし、「延喜式」は編纂後ただちに施行されず、康保四年（九六七）になってようやく施行された。それ以前に「延喜藏人式」が編纂・施行されたことを思うと、延喜年間にはむしろ「藏人式」の編纂の方が重視されたとみた方がよいのではないか。前述のように、延喜について天曆の「藏人式」が編纂されたのちも、村上天皇は「藏人式」の補訂に意を用いたが、「延喜式」が施行されるのは村上天皇の崩後である。十世紀には諸司式の改訂よりも、「藏人式」の制定と改訂の方が優先されたとみるべきであろう。

平安前期の「内裏式」「儀式」と平安中期の「西宮記」を儀式項目で比較した古瀬奈津子氏は、「西宮記」では小朝拝・御齋会内論義・灌仏・乞巧奠・瓮供・御仏名・御修法など、清凉殿にお

いて藏人が行事する天皇の私的行事が多く加えられたことに注目し、天皇と私的關係にある藏人所などの政治機関が発展した結果、天皇の私的行事さえも政治的に意味をもつようになって、儀式書に載せられるようになったのであると説く。こうして新たな意味を付与されるようになった天皇の私的行事を、藏人所を中心とする内廷機構によって運営してゆくための指針として編纂されたのが「延喜藏人式」であり、「内裏式」「儀式」から「西宮記」へと推移する儀式書の歴史にあって、「西宮記」につながるような儀礼をはじめ体系的に叙述したのがこの書であった。仁和元年（八八五）の「年中行事御障子文」がその後の年中行事書の基本となったように、「延喜藏人式」は十世紀以降の儀式書に一つの規範を提示したといえるのではないだろうか。

① 森田悌「藏人所についての一考察」（『日本古代官司制度史研究序説』現代創造社、一九六七年）。

② 菊池（所）京子 三章 注⑧論文。

③ 玉井力「九・十世紀の藏人所に関する一考察」（『名古屋大学日本史論集』上巻、吉川弘文館、一九七五年）。

④ 古尾谷知浩 三章 注③論文。なお、佐藤全敏「所々別当制の特質」（『史学雑誌』一〇六・四、一九九七年）によると、藏人は日常的に所々に召仰を行ってはいるものの、それらの所々と藏人との間に官制レベルでの上下関係はなく、藏人または藏人所が所々を統括していたとみるのは不適切であるという。

付、「藏人式」新出逸文集成

- ⑤ 所功はじめに注⑩論文、古瀬奈津子三章注②論文。
⑥ 古瀬奈津子三章注②論文三二頁。
⑦ 古瀬奈津子「平安時代の「儀式」と天皇」〔歴史学研究〕増刊号、五六〇、一九八六年。

①（正月一日）同日式兵二省進補帳事、〔任脱〕
録進外記

藏人式云、同日二省進主典已上補任帳、但式部加進一分已上秩満帳、注云々、年月日雖注件日、其美旧年十二月廿日、二省丞參所進之、藏人取解文云々、

○延喜式部式によると、内外官主典已上の補任帳は毎年正月一日と七月一日に太政官に進められ、藏人所へはその少し前の六月二十日と十二月二十日に進上された。『政事要略』卷二十八には「藏人式云、十二月廿日、式兵両省進内外官主典已上補任帳、但式部省加進諸国一分已上秩満帳」とあるので、「藏人式」はこの行事を十二月と六月の各二十日の条に掲出すると考えられているが、逸文①の出現により、「藏人式」は正月一日条にもこの行事を掲出していたことが判明した。逸文①がいうように、藏人所料の補任帳も文書記載上は正月一日付けで提出されたため、「藏人式」は正月一日条にもこの行事を掲げ、

その分注において「其美旧年十二月廿日、二省丞參所進之」と付記したのであろう。

②（正月三日）同日早朝奏去月殿上所々諸陣上日事、他月皆效此
藏人式

○『西宮記』卷十、侍中事に「一、毎月三日早朝、藏人奏去月殿上及所々陣々上日」とある。

③（正月七日）同日白馬事

藏人式、御南殿、爰白馬度紫宸殿、亦度清凉殿御前、仍垂東廂御簾云々、

④（正月八日）同日賜女王祿事、十一月新嘗會亦同、

藏人式云、随弁官申、可令參入女王之由、召御右近兵衛々門等陣、

○『北山抄』卷一、給女王祿事に「随弁官触、藏人可令入女王之由、仰右陣々、見藏人式也」とある。

⑤（正月）七日以後、式兵両省進五位已上歴名帳事

藏人式云、式部省進五位已上歴名帳事、丞參所進之

⑥（正月）九日始議外官除目事

藏人式云、鋪公卿座、并仰諸司賜酒饌、如叙位議、十日十一日又如之、

○『年中行事抄』正月十一日外国除目事に「藏人式云、自九日議」とある。

⑦ (正月) 十一日除目事

藏人式云、清書畢、御南殿有除目、及于昏黒、不御南殿之時、或於御前有清書之間、藏人候脂燭之、事畢還御、

○『後二条師通記』永保三年十二月十五日条に「有除目事、

(中略) 候菅円座、見藏人式」とある。

⑧ (正月十四日) 同日殿上論義事

藏人式云、若当御物忌、於南殿有此儀、

○『西宮記』卷一、内論議には「藏人式云」として、内論

議の詳細な儀式文が載せられている。また、『小右記』

治安四年正月十五日条には「亦大威儀師座次、詳見藏人

式」とある。

⑨ (正月十四日) 同日夜男踏哥事

藏人式云、前六七日、於御前、被撰定哥頭以下、其後中院、

習礼二三度、前二日、中院試楽云、〔々脱カ〕雨儀、八省院ム堂云々、

○『年中行事抄』正月十四日男踏歌事に「前二日、於中院

試楽、当日於清涼殿東庭有此儀、御前事畢参宮々、訖帰

参、有盃酌等、其後三月以前有後宴、事見藏人式等」と

ある。『西宮記』卷一、踏歌事には「藏人式」とは断ら

ずに、逸文⑨と類似した儀式文が掲げられている。

⑩ (正月) 賜蘇甘栗事

藏人式云、四日若有大臣大饗、遣藏人一人於彼家賜之云々、
随饗日有此事、或加給鮮雉、

○『西宮記』卷十、侍中事に「一、大臣大饗時、藏人奉仰
令齋蘇甘栗等、向彼家賜之、或加鮮雉」とある。

⑪ (二月) 三日以前京官除目事、藏人式云、一同外官除目、

○伝本『藏人式』に「(二月) 三日以前、京官除目」とあ
る。

⑫ (二月) 上申日春日祭

藏人式云、前一日、近衛府使参入、就内侍所、令奏参向社頭

由、若御前、云々、具見式

○伝本『藏人式』に「(二月) 上申日、春日祭」とある。

⑬ (三月) 差定造茶使事

藏人式云、用雑色非雑色等中、撰定上劳者、

○伝本『藏人式』に「三月一日、差定造茶使」とあり、

『西宮記』卷十、侍中事に「一、三月一日、差定造茶使、
所雑色以下上劳者」とみえる。

⑭ (三月三日) 同日御燈事

延喜藏人式云、三日御燈、起自一日至于今日、御潔斎及御精進、但今日内藏寮奏奉供御燈之後、供奉魚味御膳、

天曆式云、三日御燈、起自一日至于此日、御淨食、但朝日先令宮主下御燈奉否之由、若不被奉御燈、猶有御燈、猶有御

淨食云々、已刻、内藏寮申奉御燈畢之由、即以奏、其後御膳用魚味、若雖御燈停止、同猶有御親事、

○関連史料は本文中に掲げた。

⑮（三月）晦日所司進夏御座等事

藏人式云、掃部寮進夏御座并所置、内藏寮進殿上男女房置、色目見所例、

○『西宮記』卷十、侍中事に「一、四月十月一日改換御装束

事、去月晦、所司進御座及殿上并所等置」とあり、『撰集

秘記』所引の『新撰年中行事』九月晦日条書入れにも「藏人式、晦日所司進御座及殿上并所用置、一同三月」とみえる（この書入れは伝本『新撰年中行事』には存在しない）。

⑯（四月）朔日朝供夏御装束事

藏人式云、藏人令所雑色等、相共拂拭御厨子所并雑御物、掃司女孺参上、撤冬御帳帷壁代等、奉供夏御装束、又仰所褻御装并凉御弓矢云々、

○『西宮記』卷十、侍中事に「一、四月十月一日改換御装束事」とある。

⑰（四月三日）同日左右衛門府壞塼事

藏人式云、仍可開永安門之由、召仰右近陣、

⑱（四月）七日奏二省成選短冊事

藏人式云、若不御南殿時、上卿参射場辺、〔奏脱力〕令目録還去云々、

○『親信卿記』天禄三年四月十四日条に「去七日、依式可

有擬階奏、而依延引、今日可奏矣」とある。

⑲（四月）次未日御覽女騎料馬御事

藏人式云、若御物忌、藏人頭奉仰、於便所點定、是日頒行唐鞍・祀物事等、色目見所例也

藏人式云、頒行祭日内侍以下唐鞍等云々、

⑳（四月）廿日以前奏郡司擬文事

藏人式云、若不御南殿時、上卿参射場辺、令奏擬文還去、入件文官並候、明後日、隨彼省請給之、良久上卿重参令奏、點定擬文、御覽之後返給、

○『年中行事抄』四月廿日式部省奏詮擬郡司文に「藏人式

云、御南殿、無出御之時、上卿於弓場奏之」とある。

㉑（六月）一日二省進内外官補任帳事、丞各一人、參藏人所進之、藏人式云、六月廿日迄云々、

○七月一日のところに掲げるべきを誤って六月一日条に掲出したのであろう。伝本『藏人式』に「七月一日、式兵兩省進内外官補任帳」とあり、『西宮記』卷四、七月条冒頭の「藏人式」一括引用中に「（七月一日）二省進補任帳外記・藏人所」とみえる。^②

②（六月）三日奏侍臣并出納官等第文事

天曆藏人式云、注云、〔相〕加加去月上日奏云々、但侍臣下内藏寮、出納下穀倉院、小舍人等第文、藏人直下穀倉院、又出納・小

舎人等夏衣服文、同直下内藏寮、色目同見所例也

今案、色目見所例之注、不得其意、所例只注等第・日数并其物数等、至于衣服色目不注、又延喜式亦如所例、殿上上等百

六十夜、四疋、中等百卅夜八十、二疋、出納日夜如上、但上等、調布十、中等、十端、小舎人上等、五、中等、四、下等、三、四端

○関連史料は本文中に掲げた。

②③ (六月十一日) 同日神今食祭事

藏人式云、早朝注殿上侍臣來名、送神祇官令卜小忌合不、
藏人頭・弁理御髪・供御湯人等、不載卜列 殿司未供忌忘火之前、不合御卜侍臣等退出、

○伝本「藏人式」に「(六月) 十一日、神今食」とあり、

「親信卿記」天延元年六月十日条に「書殿上男女房名簿、

遣神祇官令卜、口伝云、式當日早旦遣之、至于十一日者、前日遣之、」とある。

②④ (六月十一日) 同夜晚大殿祭事

藏人式云、留守藏人相副令奉仕之、

○「親信卿記」天延元年六月十一日条に「儀式如式、二度

膳了後、撤神座、丑一刻、神祇官人等参本宮、奉仕御殿

祭、留守藏人監臨」とある。

②⑤ (七月七日) 同日散置拂拭御調度事

藏人式云、御書御本又同之、又披凉仁寿殿御書御屏風等、藏

人所人等共涼之、

○「西宮記」卷四、七月条冒頭の「藏人式」一括引用中に

「(七月七日) 涼御調度、藏人所人等共涼之、召長延、敷束、孫庇、拂拭」とある。

②⑥ (十月) 三日以前點定五節儻姫事

藏人頭奉仰、召仰可献之公卿、或親王、或親王 但后妃・女御・尚侍

可献之、別遣中使令仰示矣、殿上舞姫、召仰四位五位有女子
之者、殿上舞姫二人、或無之

藏人式云、頭不仰、藏人奉之、

○最初の三行分に「藏人式」との注記はないが、『年中行

事抄』十月三日点定五節儻姫事に「藏人式云」「又云」

として、これらとは同じ儀式文が掲げられている。

②⑦ (十月五日) 同日射場初事

天曆藏人式云、此日菊花宴、七日初射場云々、

○関連史料は本文中に言及した。

②⑧ (十月) 十日以前定五節行事、藏人奏聞事

藏人式云、奏聞後、預藏人令出納一人・小舎人三人、同関件

事、〔筋力〕 文人外記之覽、大臣付内侍也

○「政事要略」卷二十五に「藏人式云、十日以前藏人頭定

五節行事、藏人奏聞、其後預藏人令出納一人・小舎人三

人、同関件事」とある。掲出した割注にはこのあと「近

代、大臣便付弁」云々という文がつづくが、「文人外記

之篇」の部分は前掲した逸文②⑨の分注と類似しているの
で、「藏人式」の引用である可能性が高いと思われる。

②⑨（十月）廿日典藥進生地黄様事

藏人式云、廿日以前云々、是奏聞、差定煎地黄使、〔努力〕
用所身
者云々

③⑩（十一月中子日）同日夜五節舞姫調習事

藏人式云、先遣小舎人、召大哥云々、垣下、当日早朝差之、

○『年中行事抄』十一月中丑日五節帳台試事に「藏人式云、
中子丑日、於舞殿調習舞姫」とある。

③⑪（十二月三日）同日奏等第文事

藏人式云、一如六月、〔但所例云、殿上々等
六足、中等四足、〕但加奏来年内宴装束

〔新文〕許又、所例云、奏殿上四位以下六位以上装束新又、〔文〕後下宣旨
人別六人、〔元〕宴停者、被下宣行不更行、

○この「藏人式」逸文は『撰集秘記』が引く「新撰年中行
事」逸文中にみえ既知のものであるが、伝本『新撰年中
行事』により二つの「所例」の引用されていることが判
明したので、ここに掲出した。

① 今江廣道はじめに注④論文は、伝本『藏人式』にみえるこの記載
を「藏人式」の記事とするには都合の悪いものであるというが、『新
撰年中行事』や『西宮記』巻四の記述により、今江氏の指摘するよう

な不都合は解消する。

② 『西宮記』巻四の七月条冒頭には、一日の官政から七日の乞巧筵に
いたる簡略な記事を掲げたのち、「已上見藏人式」と注記されている
ので、これらが「藏人式」からの一括引用記事であることが推測され
る。これらの一括記事は従来の逸文収集では見逃されていたものでは
あるが、古瀬奈津子・山口英男「西宮記勅物データベース」〔西宮記研
究〕一、一九九一年に拾われており、これによってその存在を知る
ことができた。

【補記】

『雲州消息』中本〔群書類従〕卷一三八の宮内卿あての
書状には「天曆御記欠卷已多、随申請可借給、為書写也、先日
所召延喜例、御覽畢歟、古事記・官曹事類・本朝月令等候哉、
如此之書以秘藏為宗」とあり、宮内卿よりの返書には「天曆御
記献之、於延喜例者、一見之後可返上侍」とあるが、ここにみ
える「延喜例」は本文で述べた「藏人所延喜例」Ⅱ「延喜例」と
同じ書物をさすとみてよからう。藤原明衡（九八九―一〇六
六）晩年の十一世紀後半には、「延喜例」は「天曆御記」〔官曹
事類〕「本朝月令」などととも諸家に秘藏され、一見するこ
とが困難な秘書になっていたことがうかがえる。

（宮内庁書陵部主任研究官